

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費等の請求におけるQ&A

(相模原市における解釈を含みます)

1 要支援者等を対象とする介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費においても、請求は可能ですか。

(答) 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与などのサービスが含まれる介護予防支援費、訪問介護相当サービスや通所介護相当サービス、シニアサポート活動など総合事業のサービスのみの介護予防ケアマネジメント費においても、請求は可能です。

2 具体的な請求方法は。

(答) 給付管理票の作成は必要です。当初ケアプランで予定されていたサービス事業者の事業所番号や給付計画単位数などを入れて作成してください。

なお、ケアプランに位置付けられていたサービス事業者の請求については、実際に提供したサービス実績のとおりので、給付管理票との差異が生じます。

各介護支援専門員におかれましては、誤請求等が発生しないよう留意願います。

3 何月分から請求は可能ですか。

(答) 令和2年5月サービス提供分の請求からです。(厚生労働省老健局振興課確認)

4 新型コロナウイルス感染症の影響とありますが、利用者に発熱等の症状が認められサービスが中止となった場合だけでなく、利用者が自主的に利用を控えた場合や、サービス事業者の判断により利用が制限された場合も含まれますか。

(答) 含まれます。新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておいてください。

5 請求事務以外に特段の対応は必要か。

(答) ケアプランに位置付けられていたサービス事業者の請求との差異について国保連合会より照会があります。(請求から半年程度後)その際に、実際にサービス提供がなかった日について、説明を行えるよう記録を保管してください。